

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（地域生活支援促進事業）

■**内容** 重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する。

■**実施主体** 市町村

■**対象学生** 重度訪問介護対象者（障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺がある者等）

■**対象大学** 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、次の①及び②に該当するもの

- ① 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- ② 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

想定される事業のイメージ

※各市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施できる。

